

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.491



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を!

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応じているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を期限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に

正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

第36回 法人会全国大会 三重大会

【と き】令和元年10月3日(木)
【ところ】津市産業・スポーツセンター

「第36回法人会全国大会」が令和元年10月3日(木)、三重県津市にて開催されました。会場の津市産業・スポーツセンターには、全国の法人会より約1,700名が参加し、当会からは会長、副会長が参加致しました。

第1部の記念講演では、伊勢神宮 広報室広報課長である音羽 悟氏による「皇室と神宮」と題した講演が開催されました。音羽氏は皇學館大学大学院を修了後、神宮司廳に奉職された後、平成30年より現職をお務めになっています。当日は、地元の市民聴講者も交え、皇室と神宮に関するさまざまな儀式や行事の紹介など興味深いお話が聞けました。



▲(左から)石本副会長、佐藤会長、笠原副会長、金海副会長

第2部の式典では、国税庁長官及び三重県知事等からの来賓挨拶に続き、法人会の各活動における優績法人会への表彰が執り行われました。また、令和2年度の税制改正に関する提言の報告や租税教育の事例発表などもあり、内容の濃い式典でした。講演会と式典の会場となった「サオリーナ」は、津市出身であるレスリング選手吉田沙保里さんに因んだ正式名称で、市民に親しまれています。



委員会報告

第1回組織委員会

【と き】令和元年9月11日(水) 11:00～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

組織委員会(上村委員長)が開催されました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合われました。



▲上村委員長



第2回事業委員会

【と き】令和元年10月7日(月) 11:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

事業委員会(常見委員長)では、下期事業であるよもやま咄、大型講演会の状況と、来年度総会前講演会、来年度当番である大型講演会等の講師候補について話し合われました。



▲常見委員長



支部・地区だより

竹町支部

【親子バスハイク】(麻生支部長)



令和元年9月29日(日)八景島シーパライズ海の生き物や珍しい生物を観察し触れることが出来ました。

二長町地区(麻生地区長)

【納涼まつり】



令和元年8月24日(土)二長町第二倉庫前大勢の方が参加し、模擬店やゲーム等を楽しんでいました。

【慶寿会】



令和元年10月5日(土)台東一丁目区民館ご長寿をお迎えの方々をお祝いし、演芸等を楽しみました。



東上野支部

【ファミリーレクリエーション】(尾高支部長)



令和元年8月18日(日)アクワールド大洗水族館他珍しい海の生き物の鑑賞やイルカショー等を楽しみました。

東上野西町地区

【バスツアー】(岩井地区長)



令和元年10月6日(日)南房総百年古民家千倉漁港朝市見学後、百年古民家「季の音」で昼食会を行いました。

東上野宮元地区

【ふるさと祭り】(矢口地区長)



令和元年8月24日(土)下谷神社境内及び参道大勢の方が参加し、盆踊り等で楽しいひと時を過ごしました。

東上野神吉地区

【敬老祭】(桑原地区長)



令和元年9月14日(土)神吉会館女性部手作りのお赤飯等を食べて、楽しい時間を過ごしました。

上野支部

【区民レクリエーション】(太田支部長)



令和元年9月25日(水)静岡県三島市他メロン狩り体験、めんたいパーク伊豆で工場見学を楽しみました。

入谷支部

【根岸子ども祭り】(渡邊地区長)



令和元年8月25日(日)元三島境内と境内前パーキング神楽殿で折り紙やお絵かきを行い、子供達で大変賑わいました。

仲入谷地区(込山地区長)

【金魚すくい大会】



令和元年8月18日(日)入谷1-10-4~7天候に恵まれ、盛大に金魚すくい大会が行われました。

【秋のレクリエーション】



令和元年9月29日(日)群馬県磯部ガーデンぶどう狩り後、こんにやく工場を見学、試食を楽しみました。

仲御徒町中地区

【敬老食事会】(関地区長)



令和元年9月13日(金)上野精養軒3153参加者の皆さんは、元気いっぱい楽しくお話されていました。

入谷地区

【夏季レクリエーション】(作山地区長)



令和元年8月18日(日)歌舞伎座町会内の方々と歌舞伎鑑賞で親睦を図ることが出来ました。

入谷中央地区

【レクリエーション】(服部地区長)



令和元年9月29日(日)三嶋大社と三島スカイウォーク日本一の富士山を眺め、日本一の大吊橋を渡りました。

本入谷地区

【納涼大会】(矢部地区長)



令和元年8月25日(日)小野照崎神社境内当日は天候も良く、近隣の方々が多く参加し、大盛況でした。

上車坂町地区

【レクリエーション】(川崎地区長)



令和元年10月6日(日)国営ひたち海浜公園参加人数も昨年度より増え、食事も美味しかったと好評でした。

金杉支部

竜泉中部地区(山田地区長)

【子ども夏祭り】



令和元年8月24日(土)一葉記念公園天候に恵まれ、模擬店やゲームで子供達は大賑わいでした。

【秋のレクリエーション】



令和元年10月6日(日)筑波山他筑波山に登山後、梨狩り、ハム工場見学等を楽しみました。

谷中支部

谷中第三地区

【バスレク旅行】(斉藤地区長)



令和元年9月1日(日)~2日(月)堂ヶ島温泉土肥金山観光、堂ヶ島遊覧船等で伊豆路を楽しみました。

日本語なのに 「聞き取れない」?!

「今、なんて言いました?」。聴き直すということは誰にもあるし、原因だって話し手の滑舌の悪さ、発音の悪さが引き金になっていることだってあるわけで、聞き手の聴力が問題とばかりではありません。

けれども近頃、難聴という「聞き取りにくさ」にちょっと気になる新型が登場してきたようです。難聴は耳の構造や、音の伝達の問題が主な引き金になって起きると考えられていますが、最近では特定の条件で聞こえにくさが生じたり、聞こえた音の解釈に問題が生じる「聴覚情報処理障害」という現象が話題となっています。

これは、聴力は充分あり、車のクラクションや日常音は聞き分けられるのに「人との会話になると、相手が何を言っているのか分からない」という症状で、客との対応も難しくなり仕事を失ったという例も出てきているようですから深刻です。もちろん原因の特定や治療には、医療の観点からの診断が必要ですが、この現象が日本ではメールやLINEを常用している人に目立つというので、それをヒントに日本においては別の角度からの対策があるのではないかと考えました。

それはたびたび私が取り上げている、日本語のユニーク性に基づくものです。日本語には他言語に比べて同音異義語が非常に多いというユニークな特性があり、それが「聴覚情報処理障害」の発症の背景となって、聞こえた音の解釈の混乱を招きやすくしているのではないかと思われるのです。

(株)アルティスタ人材開発研究所
代表 玄間千映子

同音異義語とは、「ハシ」という同じ一つの読み音に「橋、箸、端」など多くの異なる意味の言葉が生まれている現象ですが、話し手の言う「ハシ」はどの意味を指しているのかを、聞き手は話し手の文脈から最適な意味を拾い出し、適宜当てはめるという活動が日本語では会話と同時に脳の中で行われているのです。ところが最初から文字で届き、文字で返すメールやLINEというコミュニケーション手段では、この「音から意味を探す」という活動が伴いません。使わない機能は劣化するものですが、「今、なんて言いました?」という「音と意味の乖離(かいり)」という現象は、そんなところから生じていると考えることができそうです。

とはいえ、メールやLINEはすでに前提となった世の中です。それらと共存しながらこの手の難聴にならないようにするには、脳の中で音と意味を強く繋いでおく工夫が必要です。それには、いろいろな人と「直接話す」ことをしましょう。「直接話す」ことが、間髪を入れずに「音から意味を探す」訓練になるのです。すと言葉の数を増やす必要が意識され、本や新聞などから言葉を集めるようになり、脳の中に同音異義語のグループが整理されてくるのです。

近頃、「空気が読めない」人が増えてきたといわれます。「音から意味を探す」という活動の活性化は、考える力や観察力のアップにも繋がります。デジタル環境下での文字離れは、日本では「音と意味の乖離」となって、思わぬところに影を落としているようです。

【筆者略歴】玄間千映子(げんま・ちえこ)

(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学院非常勤講師、(一社)水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

世界の目が集まる「マインドフルネス」とは

医療ジャーナリスト 大谷克弥

◆“心の筋トレ”と言われる瞑想でパワーアップ◆

言葉としては、マインドは心・精神、フルネスは満ちる・たっぷり、といった意味ですね。しかし現在、世界各国で提唱されているマインドフルネスとは、「自分は今、ここにいる」ことを強く意識する瞑想法を指します。

仏教の教えをベースに、1970年代にアメリカの脳科学者らによって体系付けられましたが、「今ここに」は「be here now」もしくは「now and here」として教義の核心になっています。

具体的には、瞑想に当たって過去や未来のことは意識せず、現在のあるがままに気づきなさい、ということです。瞑想に慣れてくると、「この世とは全てが、ただやって来て、過ぎ去って行く」のだという自然の摂理に気づき、現在の大切さが分かるそうです。つまりマインドフルネス瞑想とは、過去のことは忘れ、将来の不安は考えず、現在の大切さに気づくトレーニングである、ということでしょう。諸説はありますが、気づきという言葉は頻繁に使われ、「気づき瞑想」とも言われます。

マインドフルネス瞑想の効能については、米マサチューセッツ大学医学大学院のジョン・カバット・ジン教授を抜きにしては語れません。瞑想を初めて医療分野に取り入れて、慢性的な痛みの対処に貢献したほか、ストレス低減法を開発し、職場でストレスに悩む労働者の生産意欲を高めました。

これを知ったアップル、グーグルなどの大企業がいち早く社員研修に導入したことがたちまち流布され、日本も含め世界的な追従が続いています。

マインドフルネスはスポーツ界に浸透しても不思議ではありませんが、既にアスリートにも重宝され、バスケットのマイケル・ジョーダン選手、テニスのジョコビッチ選手らが励んでいると伝わっています。

◆自宅で行うには「自分の呼吸に気づく」が基本とか◆

日本でもマインドフルネス学会が創設されて、道場のような教習所が多くできているほか、ガイダンスの書籍やビデオも多く販売されています。個人や仲間健康のために瞑想に励む機運も高まっています。そして自宅で行う主婦や仕事帰りの男性も激増しているのです、そのポイントを示します。

まず座布団に座りますが、正座でも足を組んでも、さらに椅子に座っても構いません。ただし姿勢は背筋を伸ばし、初めは半眼から静かに目をつぶります。さて「ここにいるのを意識する」とは難しいかも知れませんが、意識して呼吸をするとコツが分かってきます。ああ今、息が出ていった、今度は入ってきた・・・といった要領です。

この呼吸法が自然の形で身につけてくると、次第に自分は今、生きているのだ、感謝をしなければ、といった意識に変わり、心が安定して、理解力や集中力が高まっていくそうです。初めは5分ほどでもいいですが、馴れてくると15分ほどは欲しいですね。そして重要なのは、習慣として毎日続けること。そうでないと“心の筋トレ”にはなりません。

マインドフルネスが世界的な人気になっているのは、宗教色を排除して誰でも気軽に取り組めるからだと言われていますが、同じマインドでも気をつけなければならないものもあります。お分かりの方も多いでしょうが、オカルト集団の洗脳などで問題になったマインドコントロールです。先日、知り合いの若い女性が「今ね、マインドに凝っているの」と嬉しそうに言うので、「誤解を招かないように、フルネームで話さない」と忠告しました。

瞑想を辞書で引くと「目を閉じて静かに考えること」とありますが、人類の歴史は瞑想と共にある、とも言えるのではないのでしょうか。日本の座禅は元より、インドのヨガ(ヨーガとも)もそうですし、中国の太極拳は“動く瞑想”呼ばれています。

沈思黙考という四字熟語のある日本では、これまでの瞑想とは少し違うかも知れませんが、黙って静かに考えるのは日常的でした。筆者は中学生の頃から大人に混じって剣道をしていましたが、終わると正座して目をつぶり、本日の反省点を考えるのが日課でした。“心の筋トレ”はともかく、頭の中がリフレッシュされたのは確かでした。

【筆者紹介】大谷克弥
(おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療リネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

部会報告

役員会

7月より着任された署の新幹部の方々との初顔合わせを兼ねて、各役員会が開催されました。

【源泉部会】(川俣源泉部会長)

[と き] 令和元年9月10日(火) 17:00~
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル4階

第2回 役員・実務担当者会議



【青年部会】(森重青年部会長)

[と き] 令和元年9月10日(火) 15:30~
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル6階

第3回 役員会



【女性部会】(中立女性部会長)

[と き] 令和元年9月10日(火) 16:15~
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

第2回 幹事会



三部会(源泉・青年・女性)役員合同意見交換会

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル6階サロン

役員会終了後、東京上野税務署と三部会の役員の方々との合同意見交換会を開催しました。部会間の親睦・情報交換等、活発に行われていました。



源泉部会

第3回研修会

「源泉所得税の実務」

[と き] 令和元年9月17日(火) 13:30~

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

[講師] 東京上野税務署
法人課税第一部門
山本壮朗 上席国税調査官



青年部会

東京上野税務署 VS (公社)上野法人会青年部会

ボウリング大会



[と き] 令和元年10月10日(木) 18:30~

[ところ] 東京ドームボウリングセンター

東京上野税務署と上野法人会青年部会の懇親ボウリング大会を開催致しました。両チーム16名ずつ参加いただき、32名の2ゲームスクラッチで対戦しました。尾内署長の始球式から始まり、各レーンともストライク、スペアが出るたびに拍手喝采、大変に盛り上がり楽しい大会になりました。団体戦の結果は、4,011点对3,946点の65点差で上野法人会青年部会が勝利となりました。

<文・写真: 八巻青年副部会長>





令和元年
9月4日(水)



中立部会長

女性部会（中立部会長）では、9月4日に24名の参加者で山梨県へ管外研修会に行ってきました。はじめに久保田園でぶどうの買物をし、レストラン「鳥居平」にて美味しいお料理を頂きました。その後、人形作家の与勇輝美術館にて数々の素晴らしい作品を鑑賞し、上野へと帰ってまいりました。当日は時折雨に降られながらも秋らしく過ごしやすい日で、参加者の皆様は和やかに交流を深めながら楽しい一日をお過ごし頂けたようです。



【河口湖ミュージアム・与勇輝館】



司会：鏝副部会長

中立部会長

からだを見つめる セルフケア

女性セミナー

【日時】令和元年10月15日(火)
14:00~15:30
【会場】朝日信用金庫西町ビル
7階会議室



講師

ホリスティックケア Bell Tree代表
鈴木ひろえ 先生



女性部会（中立部会長）では、今年度の女性セミナーとして、鈴木ひろえ先生をお招きして、音響楽器「シンギングリン」を用いたストレッチや呼吸法、リンパマッサージなどを行い、心身のバランスを整えるセルフケアの方法を教えてくださいました。わずか90分の受講でも効果を実感でき、日々の健康増進に役立つ内容でした。



<女性部会 正副部会長会議>

「税に関する絵はがきコンクール」選考会 実施

【とき】令和元年9月12日(木) 13:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

女性部会（中立部会長）では、台東区立小学校9校より「税に関する絵はがきコンクール」にご応募頂いた478作品の選考会を厳正におこないました。



中立部会長



第2回役員会

上野優申会

【とき】令和元年8月5日(月) 13:30～
【ところ】朝日信用金庫西町ビル4階

上野優申会（馬目会長）では、8月5日に、東京上野税務署異動後に顔合わせを兼ね、役員会を開催しました。平成31年度下期事業を主な議題として検討しました。



馬目会長



営業マンの仕事は、成果を上げることであり、成果が上がれば、営業の仕事は楽しくなります。

営業で商談を成立させるには、お客様の「心」をつかむことが大切です。つまり、お客様に信頼され、あなたから買いたいと思われることが大事なことなのです。

お客様の「心」をつかみ「信頼」されるには、「良く見て」、「良く聴いて」、「良く話す」ことです。とくに、「良く話す」については、お客様の「心」に届く話し方が必要です。

話し方の手法としては、Ⅰ．説得力、Ⅱ．先読み力、Ⅲ．ユーモア力などがあります。

Ⅰ．説得力

説得とは、「良く話して納得させること」であり、人を引きつけて動かすことです。

つまり、相手の意識を変え、相手の態度を変え、相手の行動を変えることです。従って、説得力のある営業マンとは、成果の上げられる人ということになります。

説得力を身に付けるには、まず、相手のことを良く知り、相手の関心・動機・行動につながるようにも、相手の気にかかることを引きつけることです。

説得力を実践的に発揮するには、①話の第一声は「いやあ、素晴らしいですね」などと相手への自分の思いや意図が分かるような言葉で、大きくハッキリした声でします。

②相手の目線に合わせて相手との親近感が増します。③語るのではなく、共感を得る聴かせるための条件づくりの場面を設定する必要があります。

④自分の思い・熱意・自信があれば、的確に相手に伝わり説得できます。⑤ありのままに接する自然体の姿勢の方が説得力を増し、信頼につながり、相手の心に届きます。

Ⅱ．先読み力

営業マンは、成果が上がる先読み力を駆使することは大切です。成果が上がるシナリオを幾通りも考えておくことは大切で、シナリオを描くには、お客様を良く知ることです。

先読み力とは、営業マンの知識・見識を知恵に変え、知恵に創造力を加えたものです。

つまり、自社の商品（サービス）の売り込みですが、お客様のためになることを考えることなのです。

先読み力のポイントとは、①お客様を知ること・把握することが第一です。

②お客様のニーズは何か、③自社商品（サービス）でお客様ニーズの何が手伝えるか、④お手伝いできた結果の双方のメリットは何かを考えることです。

そのためには、日頃から好奇心を持って何についても感性を豊かにしていることが大切です。

あらゆる機会で自身の財産となるネタを集め整理整頓することにより相当量の財産となる情報が入手できます。先読み力を修得し、日常の営業活動でフル活用できるようになると、通常の営業力の方も必ず向上します。

Ⅲ．ユーモア力

「笑う門には福来たる」と言い、笑いを得られることは、相手の「心」をつかむ方法の一つで、ユーモア力も欠かせません。

ユーモア力を発揮する実践方法として、①相手を傷つけず、相手を愉快にさせてあげたいとの優しい気持ちの笑いを心掛けることです。②相手の状態を見極める能力と、いつ発言すれば良いかのタイミングを心得ることです。③相手に良い心持ちになって頂くことが大切です。自分の失敗談をおもしろおかしく話すことなども良いでしょう。

④お客様を良く笑わせている営業マンは成績優秀者が多いと言われています。お客様を知るためには、情報を良く取り、相手に対する笑いも、目配り・気配りが大事です。お客様が主役であることを忘れないでください。

⑤「こんなバカなこと」などという感覚は持たずに、お笑いやギャグを言うときには、恥ずかしがらずに思いきってやりましょう。⑥自己紹介の時は、ユーモア力の発揮のチャンスです。

営業マン
のための



経営診断士
貫井 宏

キャリアコンサルティングを実施する現場で、コミュニケーションミスによる世代間で批判的な声を聴くことが多くあります。

ベテランの方からは、常識が通じない、がむしやりに仕事をする気がない、電話の取り方も知らない、いまどきの若い世代は…と。若い世代からは、話が通じない、忙しい上司を見ているとあんな風になりたいとは思わない…と。

これでは働き方改革で求められている生産性向上どころか、職場風土も悪くしがちです。

両者の価値観の違いがミスコミュニケーションとなって表れ、違和感として相互に口にしているのです。ミスコミュニケーションは世代間ギャップから生まれています。

まずは、一般的に分けられる世代の特徴と時代背景を整理してみましょう。

<団塊の世代>

企業が未開拓の市場を開拓し、仕事の手応えは大きく「がんばれば報われる」という成功体験を持つ。また、その後も量的拡大を求められた世代につながり、「ジャパン アズ ナンバーワン」と言われ、日本企業の国際的地位が高まり、ビジネス環境も成熟し右肩上がり成長。

<バブル世代>

好景気であったこともあり、売り手市場。地道な仕事のやり方よりも新たな若い発想を生かした新規事業開発室が生まれ、配属されることが多かった。

<団塊ジュニア>

求人環境が一変し、採用人数が大幅に減少。就職前に企業の倒産・リストラを目の当たりにし、転職市場で評価される人材になるべく、資格取得にも積極的で「キャリアアップ」やダブルスクールも流行。

<ゆとり世代>

「ゆとり教育」と呼ばれる02年～10年に施行された学習要領に沿った教育を受ける。授業時間の大幅な減少が学力低下を招いたとされたものの「生きる力」を身につける教育を受けている。

自分の内的信念を重視し、国際貢献・社会福祉・環境保護などの分野での活躍者も多い。休日はボランティア活動で自己実現を図る若者も多く、ワークライフバランスを図る一方、ワークライフバランスを権利として主張する者も多い。

SNSを使いこなし、横のつながりを持つが、縦社会を好まない。

これまでは、日頃の業務連絡や会議など、対面が基本であり、指導者と共に行動することが多かったことから、新人は見覚え、指導者が見守り、仕事のコツを教えることが可能で、ギャップを埋めるチャンスは多くありました。

しかし現代は、メールによる連絡やWEB会議導入など働き方が変わったことで、顔を合わせる時間が減り、仕事の教え方・覚え方も変化し、世代間ギャップが顕在化してきています。

今、働いている現場には、様々な世代が存在しています。

アンテナを高くして価値観の違いを知り、先輩の良いところと経験と知恵を学んだり、逆に若者の新たな価値観や情報を取り入れたり…という、相互のチャンスと捉えることもできるのではないのでしょうか。

コミュニケーション技術として、アサーションという自他尊重の自己表現という意味を持つ考え方や方法があります。ポイントは5つです。

①最も大切なことは、コミュニケーションの基本である相手の話をよく聴くこと、②起きている事実と感情を分けて整理すること、③自分の本当の気持ちに目を向けること、④自分の主張だけでなく相手も尊重すること、⑤遠回しではなく具体的に率直に伝えること。

協働しているならば、意見の相違を伝えることもあるでしょう。その際も、自他尊重をベースに感情で伝えるのではなく、また、誤解を生むことがあれば、その都度話し合うことができたならば、その歩み寄りは大きな一歩となります。

ベテランと呼ばれる方であれ、いまどきの若い世代と呼ばれる方であれ、どちらも自他尊重しながら働くことができるならば、本来の業務に集中ができます。

世代間ギャップを超えて 協働する職場に

キャリアコンサルタント

浅利賀名衣



広報委員が心に留まった記事をお届けします

広報委員の興味しんしん

鈴木演芸場、鈴木敦さんインタビュー

広報委員：森重伸悟（文）

上野は公園の文化施設や伝統的な神社仏閣、盛り場から東京藝術大学をはじめとした教育機関など、重層的に様々な面を持つ興味深い街ですが、庶民文化の観点からその一端を担う「寄席」の存在も大きいと思います。その点を少し掘り下げてみよう、と言うことで今回、上野の演芸場「鈴木演芸場」の若旦那、鈴木敦（あつし）さんにお話をお聞きすることにしました。

今回は主に、

- ・落語・寄席・鈴木演芸場の歴史
- ・初心者向け寄席の楽しみ方及び観賞時の見どころ
- ・新しい試みや寄席のアピールポイントなど

という観点でお話を聞かせていただきました。私も含め、普段寄席にそれほど馴染みのない方にとって興味深いお話が聞けましたので、是非ご一読ください。

<落語・寄席・鈴木演芸場の歴史>

今回はお忙しい中お時間を割いていただきありがとうございます。このインタビューでは法人会の会員さん、特に「寄席や落語にそれほど馴染みのない方」向けに興味深いお話が聞けたら、と思ひました。

まず、簡単に噛み砕いた形で結構ですので、落語や寄席、鈴木演芸場の歴史についてお話を伺いたく思います。

（鈴木敦さん…以下「鈴木」）

まず、落語の歴史ですが、実際のところすごくあいまいで、まず東京と大阪で発祥が違うんです。歴史は大阪の方が古く、屋外で行う大道芸として始まりました。その名残として講談などで使う釈台（しゃくだい）、落語の場合は見台（けんたい）と言いますが、それを落語の時にもぼんぼん叩きながら話をするんですね。これは屋外で話をする場合、道行く人の興味を引くためにやっていたことが形として現代に残っているためです。「落語家」という職業が生まれたのも大阪だと言われています。



森重伸悟氏、鈴木敦氏

東京の場合は大阪と違い、戦国大名に仕えた「御伽衆」あたりがルーツと言われていて、そこからお座敷の文化として発祥したと言われています。ですので、東京の寄席は座布団の上に噺家が座る形式になっています。

最初に落語が生まれた大阪から東西の交流に伴い、東京にも落語家と言う職業が出来て「〇〇一門」のように体系化されていった歴史があります。寄席に関しては、人が集まる神社・仏閣などで人を集め、そこで入場料「木戸銭」を取って話を聞かせていたのが始まりと言われています。東京に於ける寄席の歴史は江戸時代中期～後期、上野の「下谷神社」にて木戸銭を取って出し物を催し始めたのが発祥とされています。最盛期には江戸市中に約300軒の寄席があったと伝えられています。ほぼ一つの町に一つと言ったすごい数で、当時の噺家さんたちはそこを掛け持ちして芸を披露していたそうです。

さて、鈴木演芸場の歴史ですが、1857年（安政4年）創業です。これにはこの数年前の日本を揺るがす大事件「ペリー来航」が深くかかわってきます。ペリー来航により江戸幕府がお台場に砲台を築造する工事を始めるのですが、それには多くの人足（にんそく）が必要になりました。それによって地方から江戸に大量の人を呼び寄せ、人口が増えるのですが、いかんせんその人たちのための娯楽が足りない。そのために寄席を作ったのが始まりです。その後、紆余曲折があり現在は都内に当寄席含め4軒の寄席が残っています。

名前の由来ですが、元々はペリー来航の横浜と不忍池を含めた上野の地形が似ていることにちなみ「本牧亭」の屋号になり、その後明治になって名字を持つことが許されたため創業一家が「鈴木」を名乗り、「鈴木」の営む「本牧亭」という意味で「鈴木亭」の屋号になりました。その後、戦前に今の位置に寄席を置き、いつの間にか「鈴木演芸場」と言うようになったのですが…いつから「演芸場」を名乗っているのかは定かではありません（笑）

＜初心者向け寄席の楽しみ方 及び観賞時の見どころ＞

さて、歴史について噛み砕いて説明していただきましたが、ここで、寄席の楽しみ方、特にあまり慣れていない方に向けてどのように楽しんだらいいか教えていただきたいと思います。

(鈴)

とにかく「ホント、気軽に来てください」と言う一言に尽きますね。入場料 3,000 円ですのでお財布に優しいですし、一回の公演が 4 時間、途中入場・途中退場全然 OK です。また、お酒を含めた飲食物が持ち込み自由です。座席にテーブルもついていますので、好きなように楽しく過ごしていただくのが一番だと思います。

初心者の方ですが、まずは昼の部がよろしいかと思います。なぜなら昼の部は分かりやすい演目が多く、一通りのことを無理なく楽しんでいただけるように演目を組んでいるからです。

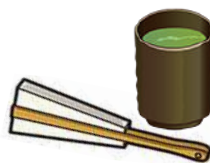
夜の部は、もちろん初めての方を置いてけぼりにするような事はないのですが、若手でこれから頑張る欲しい噺家さんの出演や、また落語好き向けの渋めの演目などを行っています。

もし、土日になら「あまり見に行つたことのない寄席にでも行ってみようかな」とお考えのお客様には昼の部をお勧めしています。公演時間は、昼の部は 12:30～16:30、夜の部は 17:30～21:00 くらいまでです。

観賞時の見どころですが、一度見ていただいて気になる芸人さんがいればその人を追いかけて観賞をする、と言うのも一つの手ですね。

また、先程も言いましたが出入りが自由ですので、基本的には自分のペースでご鑑賞されるのが一番だと思います。1 つの演目が 15 分、落語 2 本の次に色もの 1 本のローテーションで公演が行われていますので、常連さんでも途中でちょっと休憩する方もいらっしゃいます。お食事をしながら、休憩しながら、ビールを飲みながら、いい意味で「ゆるい雰囲気」を楽しんでいただければ、と思います。

上野法人会でいつも貸切公演をしていただいているのですが、皆さんすごく慣れていらっしゃるのと感じます。噺家さんたちも、「寄席に慣れてる・お客様をほぐす必要がない」と常々言っていて、本当に普通の寄席と変わらない雰囲気楽しんでいただいているようです。もし機会がありましたら、法人会主催の『法人会寄席 in 鈴木』に来ていただくと、周りに知り合いの方もいらっしゃるでしょうし、楽しいのではないかと思います。



鈴木敦氏

＜新しい試みや寄席のアピールポイントなど＞

これからの新しい試みなど考えていることがありましたら、教えてください。

(鈴)

寄席は 10 日間で 1 興業、と言う仕組みで行っています。こういう伝統は変えずに守っていききたい、守るべきものだと思います。

ただし、基本的に寄席は自由席なのですが、やはり現在は混雑する噺家さんの高座などは座席指定、ネット予約なども公演によっては行っています。みなさん、予定を決めてご自分の行動を決める時代ですので、特に地方の方などには積極的に情報を提供していききたいと思っています。

また、京成上野から降りてきた外国人の方には「ここは何？」などと聞かれることもしばしばあります。ですので、昨今言われているインバウンド向けのイベントも考えていきたいな、と思っています。将来的には英語落語や舞台の後ろに日本語の字幕を付けたりする公演、色ものの「紙切り」や「太神楽」など、そもそも言葉が必要ない演目もあります。そんな試みも月に一回でも行っていただけると考えています。

上野法人会の会員さんは鈴木演芸場のことをよくご存知の方も多いかと思います。休みの日に動物園や博物館・美術館に行かれるうちの選択肢のひとつとして当寄席にお立ち寄りいただけると本当に嬉しく思います。鈴木演芸場にお越しいただくのをお心よりお待ちしております。

.....

【編集後記】

実は敦さんと私は実家の商売が近所と言うことで、同じ地元「元黒門町会」の青年部員として一緒にお祭りやその他さまざまな活動をしている間柄です。今回もインタビューを快諾していただき、大変感謝しています。敦さん、今回はどうも

ありがとうございました！



税務署からのお知らせ

令和3年1月
提出分より

e-Tax又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて

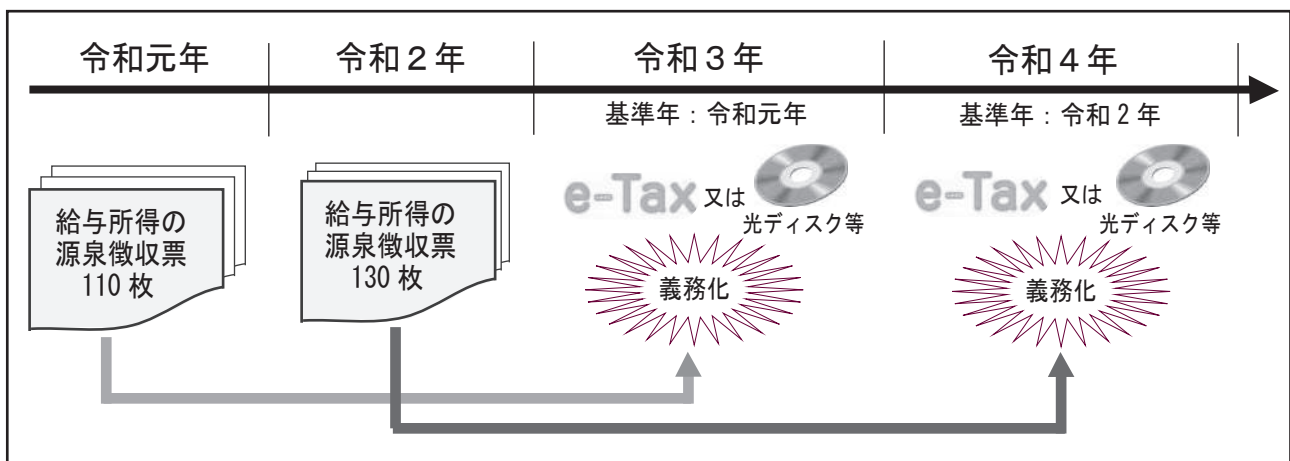
e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が
100枚以上に引き下げられました！

改正の内容

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上（現行：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



留意事項

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

令和2年10月からの 年末調整手続の電子化に向けた取組について

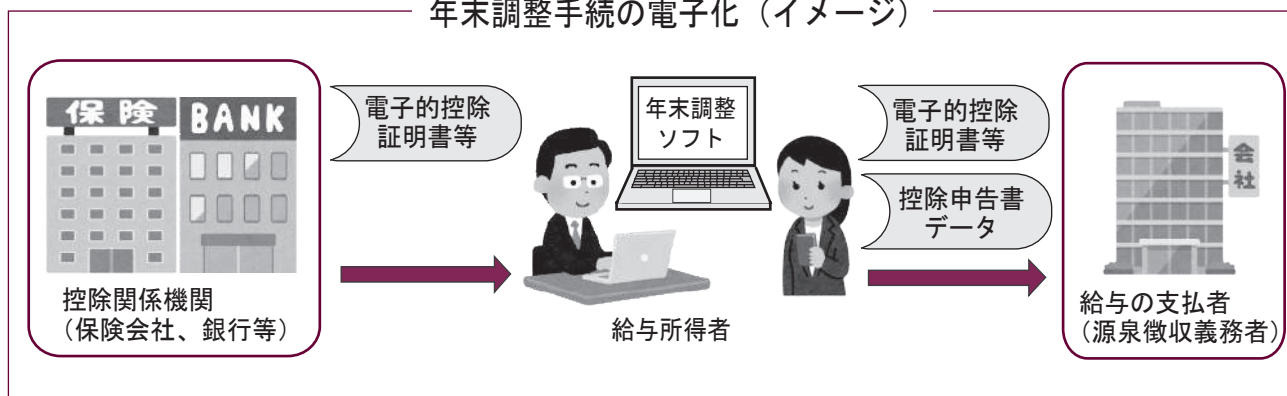
年末調整手続の電子化の概要

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書（「給与所得者の保険料控除申告書」や「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をいいます。以下同じです。）に、従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「電子的控除証明書等」といいます。）を添付して提出することが可能となります。

（注）控除申告書を給与の支払者に電磁的に提出する場合があります。

これに伴い、年末調整手続において、従業員（給与所得者）が電子的控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、給与の支払者に対して電磁的に提出することを可能とする、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下「年末調整ソフト」といいます。）を無償提供します（令和2年10月国税庁ホームページ等にて公開予定）。

年末調整手続の電子化（イメージ）



年末調整ソフトには、①保険会社等から交付を受けた電子的控除証明書等をインポートすることにより、控除申告書の所定の項目に電子的控除証明書等の内容を自動入力する機能、②生命保険料控除等の控除額を自動計算し、控除申告書を作成する機能、及び③作成した控除申告書をデータ出力する機能があります。

なお、①の機能については、マイナポータルと連携し、必要な電子的控除証明書等を自動入手し自動入力することにより控除申告書を作成することも可能となる予定です。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「年末調整手続の電子化へ向けた取組について」ページをご覧ください。

- （注） 1 年末調整ソフトとマイナポータルを連携させて電子的控除証明書等を自動入手するためには、マイナンバーカード及びICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可）を取得する必要があります。
- 2 年末調整手続の電子化は、一定の民間ソフトウェア会社の給与システム等でも行うことが可能です。詳しくは現在ご利用になっている給与システムの開発業者等にお尋ねください。

表紙 <<花園稲荷神社・五條天神社 参道>>

■令和元年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
（〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141）

従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で
企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約80万社が加入する経営者の団体です。
 税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。
 「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。